

令和4年2月2日

職員の皆さんへ

常葉大学/同短期大学部

新型コロナウイルス感染が判明した場合等の対応について

(令和4年2月1日より適用)

職員が感染者となった場合

新型コロナウイルス感染者と確認された場合は、就業禁止とします（感染症法第18条第2項による）。出勤の再開にあたっては、保健所や医療機関の指示に従ってください。指示がない場合には、各キャンパス事務局長の指示に従ってください。

職員が濃厚接触者となった場合

濃厚接触者と認定された場合は、感染者と最後に接触した日から起算して7日間のうち本来勤務すべき日を在宅勤務とします。出勤の再開にあたっては、8日目から可能です。ただし、その期間を含め10日間は保健所の指示に従うとともに、体温を測り、健康観察を行ってください。その期間中に発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパス事務局長へ報告してください。検査結果が陰性であっても在宅勤務とします。

職員が感染者や濃厚接触者に対して窓口等で指導・助言・支援を行った場合

毎日の健康観察を必ず行い、出勤前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で出勤は可能ですが、不安を感じた場合は、在宅勤務を認めます。ただし、少しでも体調不良を感じたときは、体調が整うまで自宅で休養してください。すべての症状が消失して、3日（消失日を0日とします）は在宅勤務とし、体調が整えば、出勤前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で出勤は可能です。

同居家族が濃厚接触者となった場合

毎日の健康観察を必ず行い、出勤前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で出勤は可能ですが、不安を感じた場合は、在宅勤務を認めます。ただし、少しでも体調不良を感じたときは、体調が整うまで自宅で休養してください。すべての症状が消失して、3日（消失日を0日とします）は在宅勤務とし、体調が整えば、出勤前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で出勤は可能です。

同居家族に感染を疑わせる症状が出た場合

同居家族の症状が発生した日から、在宅勤務とします。同居家族がPCR検査を受けた結果が陰性の場合、又は、すべての症状が消失して、3日（消失日を0日とします）を経過したときは、出勤可能とします。

職員が発熱等の風邪の症状による体調不良の場合

発熱等の風邪の症状による体調不良の場合は、体調が整うまで自宅で休養してください。毎日の健康観察を必ず行い、息苦しさや強いだるさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。

すべての症状が消失して、3日（消失日を0日とします）を過ぎて体調が整えば、出勤前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で出勤は可能です。

同居家族が感染者となった場合

同居家族が感染者となった場合は在宅勤務とします。出勤の再開にあたっては、保健所や医療機関の指示に従ってください。指示がない場合には、各キャンパス事務局長の指示に従ってください。

◎ 健康観察注意事項

- ・ [健康管理表](#)（大学のHPからダウンロード）を毎日記入してください。
- ・ 発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所や医療機関に相談してください。
- ・ 保健所や医療機関から指示を受けた場合又はPCR検査等を受けた場合は、その結果を各キャンパスの事務局長へ報告してください。

【本件担当】

大学・短大本部事務局長 河上 泰英

TEL：054-297-6120

E-mail:gakuchoshitsu@sz.tokoha-u.ac.jp